

担 当	京都労働局 総務部 企画室 企画室長 奥村 誠治 室長補佐 田中 淳史 電話 075-241-3212
--------	--

平成 24 年度 個別労働関係紛争解決制度の運用状況
総合労働相談件数は 27,000 件超
パワハラ関係の個別労働紛争が過去最高 1,515 件

【 個別労働紛争解決制度について 】(別添 1 参照)

様々な労使トラブルのうち、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法令違反が認められる場合は、労働基準監督官が監督指導によりその是正に当たっているが、これら強行法規に規定のない民事上の労使トラブルにおいては、個別労働関係紛争解決制度による問題解決を図っている。

これらのトラブルに対応するため、京都労働局は京都府内 9 カ所に総合労働相談コーナーを設置し、幅広く労働相談を行っている(総合労働相談コーナーの連絡先、所在地は別添 2 参照)。

労働相談は、一般的な労働関係法令の解釈や関係判例の動向についての問い合わせ、具体的な個別労働関係紛争に関する事案に即した解決策の問い合わせ等に区分される。後者の場合でも、法令違反に当たらない場合は、まず、当事者間での自主的な問題解決を援助すべく、解決に向けての適切なアドバイスと情報提供を行っている。

しかし、当事者間だけでは解決しない場合には、簡易、迅速、無料の裁判外の紛争解決手段として、労働局長の助言・指導や学識経験者等で構成される紛争調整委員会によるあっせん制度を設け、紛争の円満な解決の支援を行っている。

【 運用状況の概要 】

京都労働局は平成 24 年度の個別労働関係紛争解決制度の実施状況を取りまとめた。概要は、以下のとおり。

- 1 総合労働相談件数・ 27,373 件 (14.7%減)
うち民事上の個別労働関係紛争相談件数 . . . 6,955 件 (5.9%減)
- 2 助言・指導申出受付件数 134 件 (31.9%減)
- 3 あっせん申請受理件数 129 件 (15.6%減)

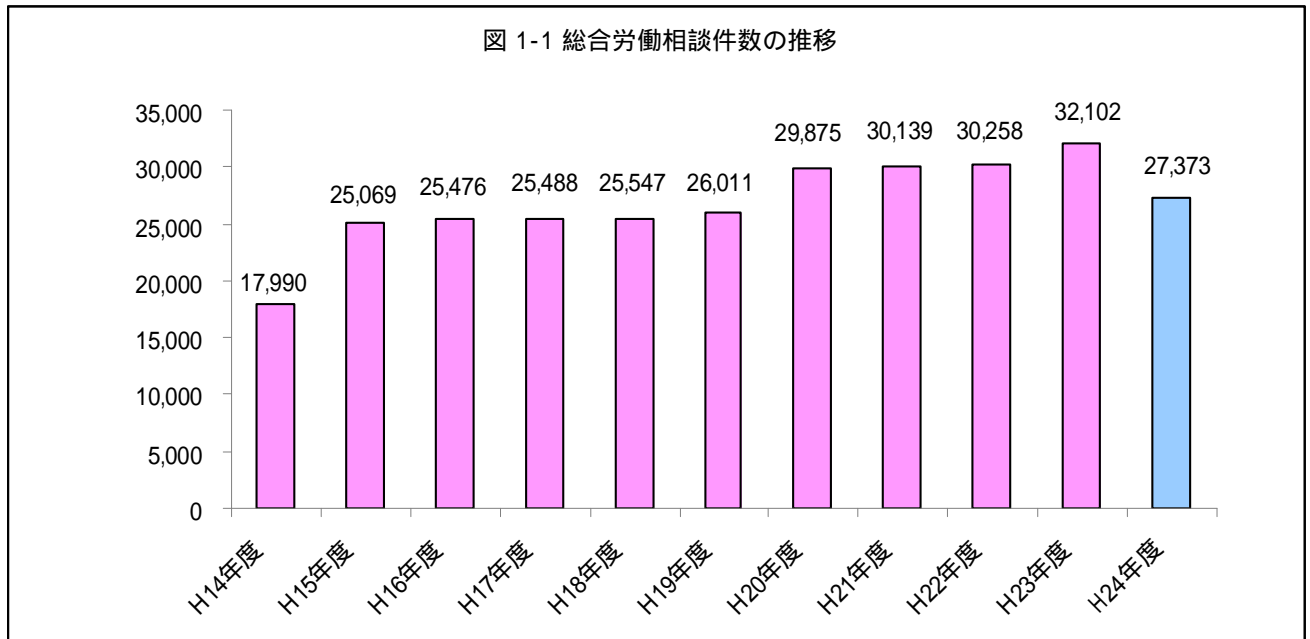
(増減率は、平成 23 年度実績と比較したもの。)

総合労働相談コーナー等に寄せられた相談件数は、平成 13 年 10 月の個別労働関係紛争解決促進法の施行以降高水準で推移し、平成 24 年度は 27,000 件を超えた。

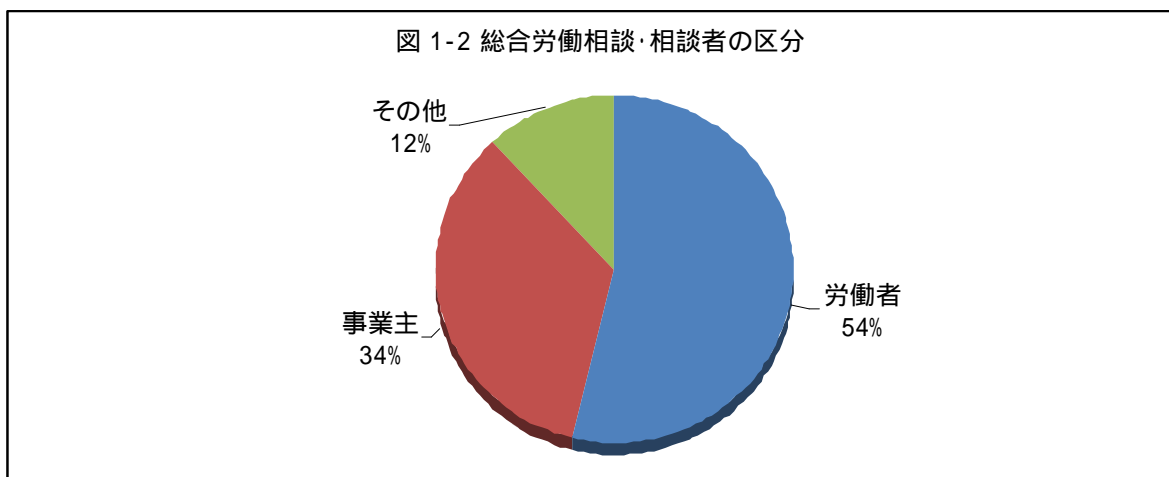
相談の内容は、法違反の是正のため行政指導の実施等を求めるものが全体の 59%、法令・制度の問い合わせが 11%、民事上の個別労働関係紛争が 25%となっている。民事上の個別労働関係紛争の内容は、いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件引下げなどであった。

1 総合労働相談関係

(1) 京都労働局をはじめ府内9カ所に設けている総合労働相談コーナー等において、平成24年度に寄せられた総合労働相談（個別労働関係紛争相談をはじめ法令・制度の問い合わせ、法違反の是正を求める等労働分野に関する相談）の件数は、前年度からは減少したが、27,000件を超え、高水準で推移している（図1-1）。



(2) 総合労働相談における相談者の区分をみると、事業主からの相談34%、労働者からの相談が54%であり、本制度が労働者だけでなく事業主からも多く利用されており、また、その他（労働者や事業主の家族、友人、知人等の周辺にいる人々）からの相談も12%を占めており、労働者だけでなく事業主等からも広く活用されている（図1-2）。



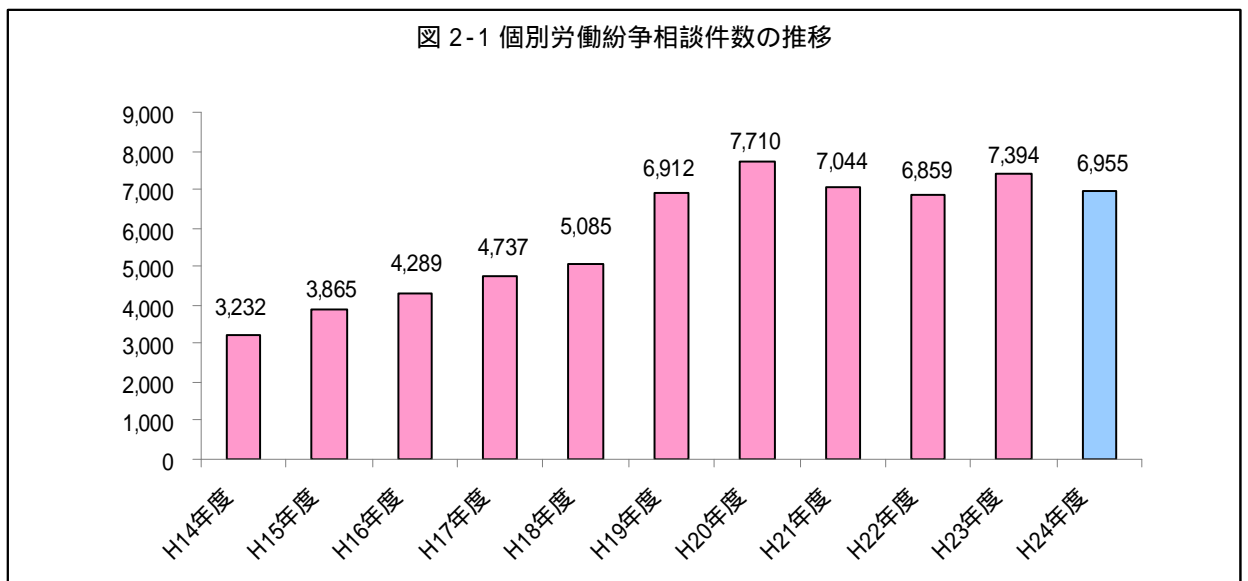
(3) また、相談内容では、「法違反の是正や行政指導の実施を求めるもの」がもっとも多く「法令・制度の問い合わせ」、「民事上の個別労働関係紛争」がそれぞれ59%、11%、25%であった。

表1 総合労働相談の相談内容の区分

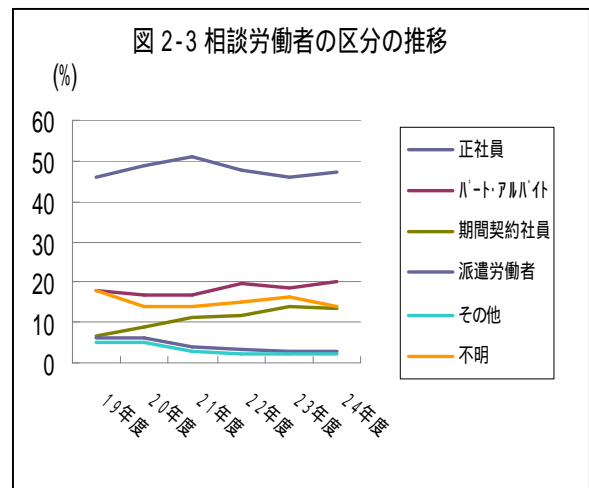
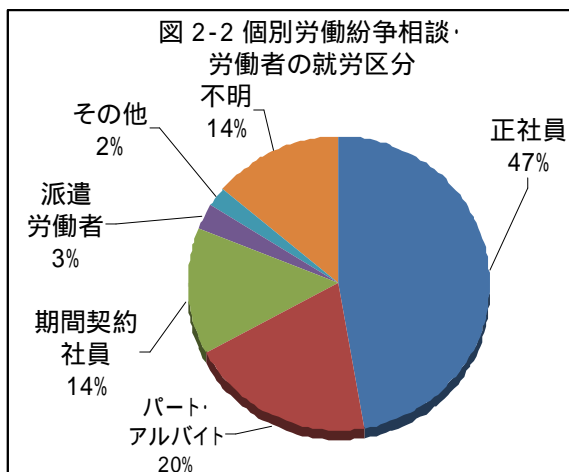
総合労働相談 の区分	区分	割合 (%)
	法違反の是正や行政指導の実施を求めるもの	59%
	法令・制度の問い合わせ	11%
	民事上の個別労働関係紛争	25%
	その他	5%

2 個別労働関係紛争相談（労働基準法等の法令違反を伴わない、いわゆる民事上の個別的な労働関係の紛争に関する相談）関係

(1) 個別労働関係紛争相談は、平成19年度以降7,000件前後の件数で高水準のまま推移している(図2-1)。



(2) 個別労働関係紛争相談における労働者の就労区分をみると、正社員からの相談が47%と約半数となった。また、パート・アルバイトや期間契約社員の比率も前年度とほぼ同数であった(図2-2、2-3)。性別では、男性55%、女性45%となった。



(3) 相談内容を種類別にみると、いじめ・嫌がらせ(1,515件)、その他の労働条件(1,107件)、解雇(1,062件)、自己都合退職(928件)、労働条件引下げ(777件)、退職勧奨(616件)の順に多くなった。

いじめ・嫌がらせの割合は増加傾向にあるほか、それ以外にも多様な相談が寄せられた。

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	件数	割合	件数	割合
解雇	1,246 件	16.8%	1,062 件	15.2%
いじめ・嫌がらせ	1,256 件	16.9%	1,515 件	21.7%
その他の労働条件	1,210 件	16.3%	1,107 件	15.9%
労働条件引下げ	1,203 件	16.2%	777 件	11.7%
自己都合退職	875 件	11.8%	928 件	13.3%
退職勧奨	565 件	7.6%	616 件	8.8%
雇止め	514 件	6.9%	467 件	6.7%
賠償	388 件	5.2%	342 件	4.9%
配置転換	273 件	3.6%	261 件	3.7%
懲戒処分			182 件	2.6%
その他	966 件	13.4%	1,554 件	22.3%
合計	7,394 件		6,955 件	

1件の相談において複数の相談内容が含まれる場合があることから、各割合を足すと100%を上回ることになる。

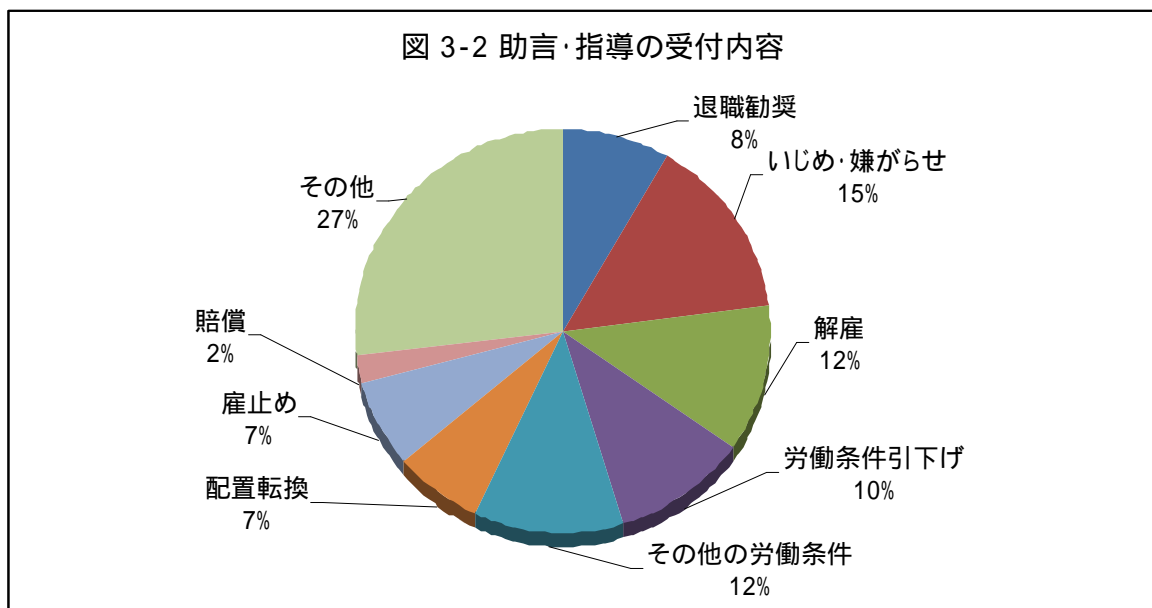
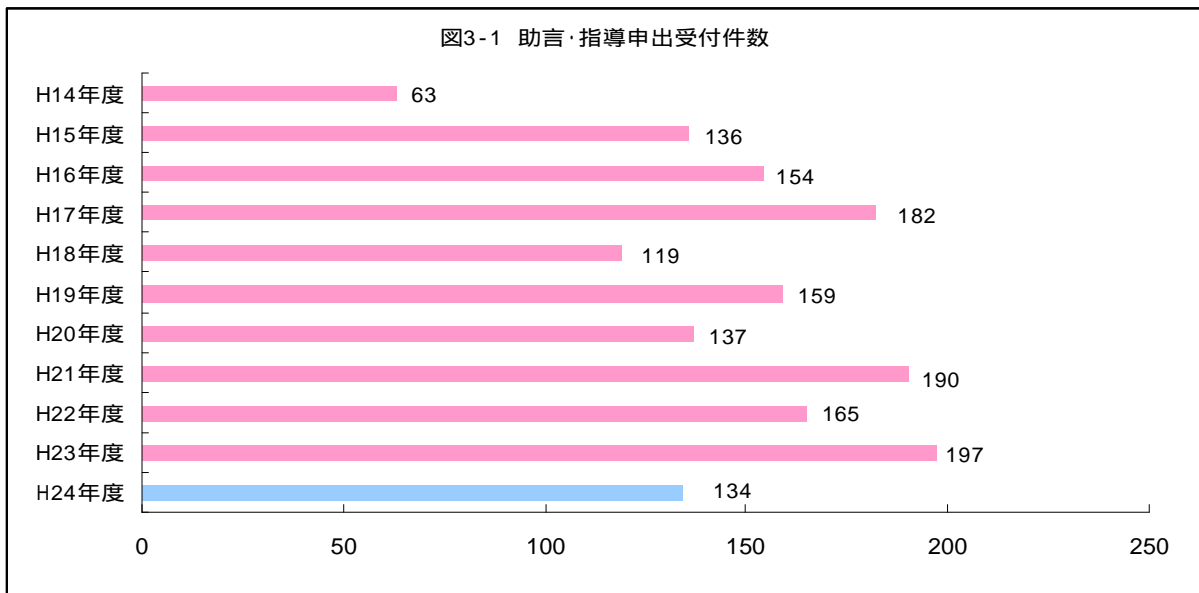
3 労働局長の助言・指導制度

(1) 「労働局長の助言・指導(注1)」とは、都道府県労働局長が、関係法令や判例等を参考に個別労働関係紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者に対して自主的に紛争を解決することを促進する制度である。

この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは性格が異なり労働基準法等の法違反の事実がない事案について、紛争当事者に対して話し合いによる自主的解決を促すものであって、一定の措置の実施を強制するものではない。したがって、法違反の事実がある場合には、まず法令等に基づき指導権限を持つ機関がそれぞれ行政指導を実施することになる。

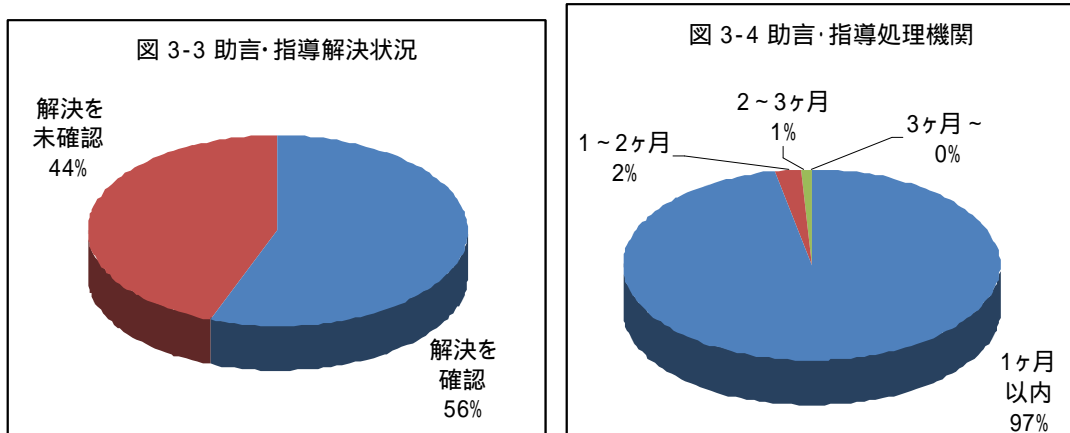
(注1) 紛争事案の重要性や複雑性にかんがみ、慎重かつ的確な助言・指導を行う必要があると認められる場合は、判例や実務に詳しい専門家(労働関係紛争担当参与)の意見を求めて助言・指導を行う。京都労働局では4名の労働関係紛争担当参与が任命されている。

(2) 平成 24 年度の助言・指導申出受付件数は 134 件であり、前年度の 197 件から 31.9% の減少となった(図 3-1)。紛争の内容は、いじめ・嫌がらせ、解雇、その他の労働条件、労働条件引き下げ、退職勧奨、雇止め、配置転換の順となった(図 3-2)。



(3) 平成 23 年度中に助言・指導を終了した 134 件(注2)のうち、56%に当たる 75 件の解決を確認した(図 3-3)。

なお、助言・指導の処理期間は、97%が 1 ヶ月以内であり迅速な処理が図られている(図 3-4)。



(4) 助言・指導を申し出た者の就労状況は、正社員 54%、パート・アルバイト 25%、期間契約社員 17%の順であった。

(注2) 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月の 1 年間に助言の手続きを終了した事案は前年度からの繰越を含み、同期間中に助言申出を受理した事案 134 件とは一致していない。

4 紛争調整委員会によるあっせん制度

(1) 「紛争調整委員会(注3)によるあっせん」とは、紛争当事者の間に学識経験者であるあっせん委員が入り、双方の主張の要点を確かめ、事案によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど当事者間の話し合いを促進・調整することにより紛争の解決を目指す制度であり、実際には多くの事案において解決金、和解金等の支払いによる金銭解決が図られている。

また、あっせんは、労使間の民事問題に関する任意の制度であるため、あっせん開始の通知を受けた相手方(被申請者)が、あっせん手続きに参加する意思がない旨を表明したときは、あっせんを実施せず処理を打ち切ることとなる。

また、紛争当事者の双方があっせん内容に合意し和解に達した場合には、合意内容は民法上の和解契約の効力をもつことになる。

(2) 平成 24 年度におけるあっせん申請受理件数は 129 件と 4 年連続減で、対前年度比 15.6% の減少となった(図 4-1)。

あっせん申請における紛争内容は、解雇に係るものが 33% と最も多く、次いでいじめ・嫌がらせに係るものが 15% を占めている(図 4-2)。解雇の割合は前年度から減少している。

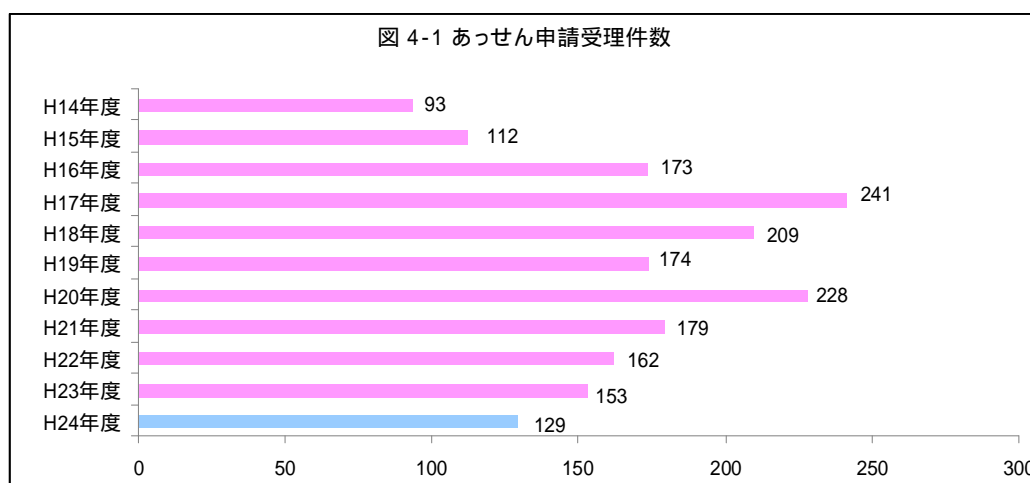
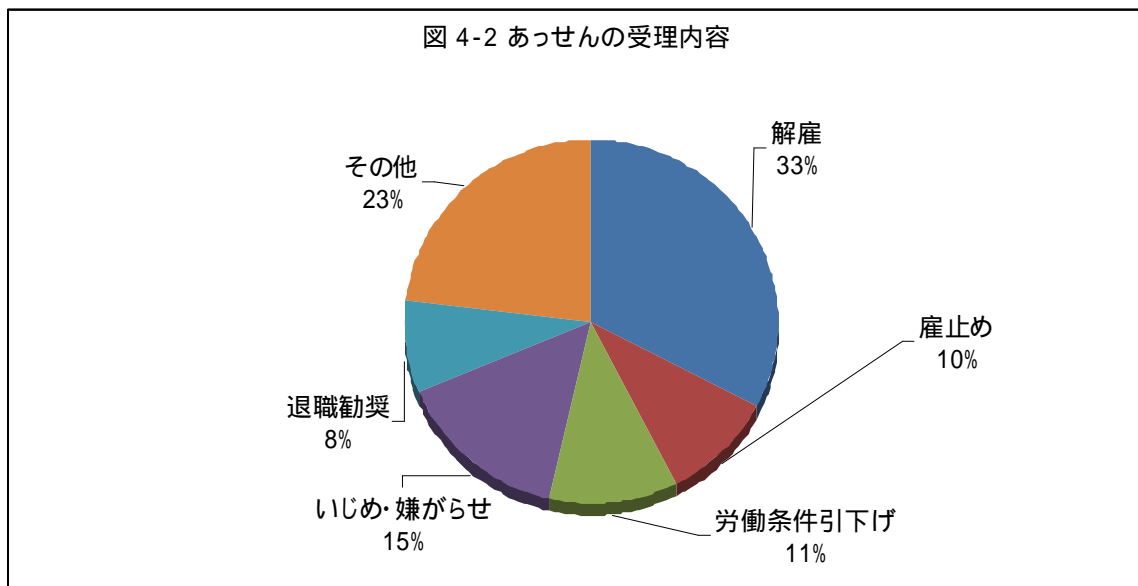


図 4-2 あっせんの受理内容



(3) あっせん申請における要求内容をみると、補償金の支払いを求めるものが全体の85%を占めて最多となったほか、解雇・雇止め撤回と復職(2%)、謝罪(1%)を求める事案などであった(表2)。

あっせん参加率は32%となり、前年度からは減少している(図4-3)。

また、あっせんでの合意状況をみると、平成24年度中に処理を終了した事案134件(注4)のうち27%があっせんにより和解した。和解率をあっせんが実施された事案に限ってみると84%となり、前年度(79%)を上回った(図4-4、4-5)。

一方、83件(62%)の事案については、事業主のあっせん不参加やあっせんにおける合意不成立により手続きを打ち切った(図4-4、表3)。

なお、あっせん手続きの処理期間については、1ヵ月以内(73%)、1ヵ月超2ヵ月以内(25%)、2ヵ月超3ヵ月以内(1%)であり、全体の99%が受理から2ヵ月以内に処理を終了している。(図4-6)。

(注3) 紛争調整委員会とは、大学教授、弁護士等労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。現在、京都紛争調整委員会には9名の委員があり、この委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

(注4) 平成24年4月～平成25年3月の1年間にあっせんの手続きを終了した事案は前年度からの繰越を含み、同期間にあっせん申請を受理した事案162件とは一致していない。

図 4-3 あっせん参加状況

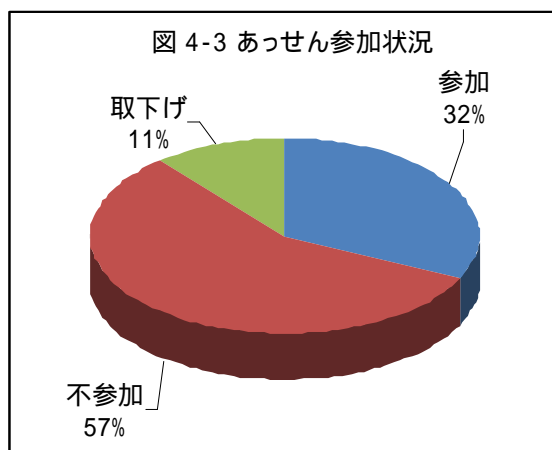
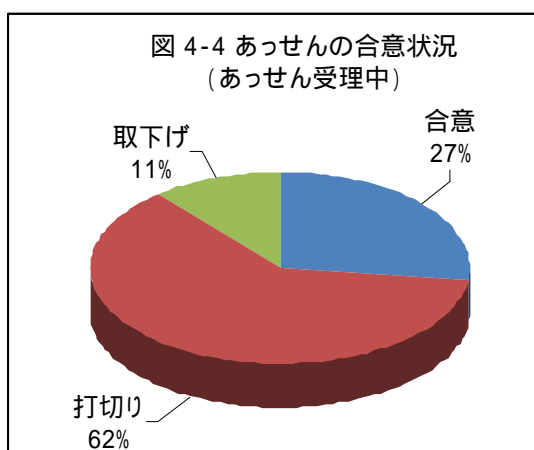
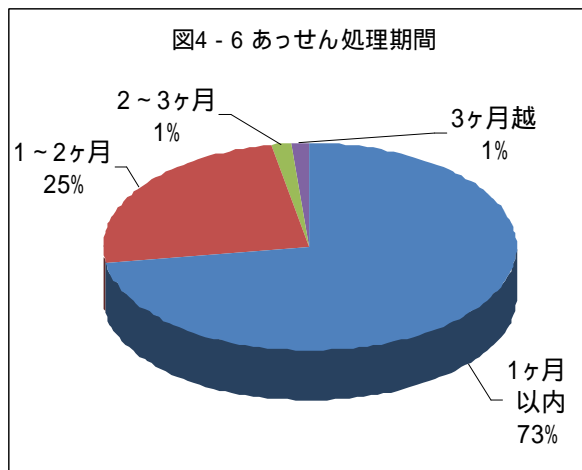
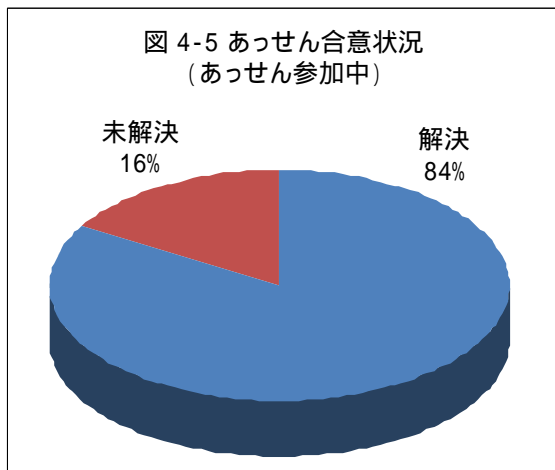


図 4-4 あっせんの合意状況
(あっせん受理中)





【表2】 あっせん申請における要求内容(平成 24 年度受理事案 129 件分)

要求内容	補償金	解雇・雇止め撤回、復職	謝罪
件数 (%)	110 (85)	3 (2)	1 (1)

要求内容	不利益変更撤回	懲戒処分撤回	その他	合計
件数 (%)	0 (0)	0 (0)	16 (12)	130 (100) 注5

(注5) 1 事案において複数の要求を求める事案については、各項目に計上しているため、合計数 130 は平成 24 年度のあっせん申請受理件数 129 件と一致しない。

【表3】 あっせん申請の和解状況 (平成 24 年度処理終了事案 134 件分 注5)

項目	処理終了件数 (全数)	あっせん和解 成立件数	打切り		取下げ件数	和解率	
			あっせん 和解不成立 件数	あっせん 不参加 件数		処理終了 件数に対す る和解率	あっせん 実施事案中 の和解率
件数又 は%	134件	36件	7件	76件	15件	27%	84%

(注6) 「処理終了件数に対する和解率」は、 $\frac{\text{あっせん和解成立件数}}{\text{処理終了件数}}$ により算出。
「あっせん実施事案中の和解率」は、 $\frac{\text{あっせん和解成立件数}}{\text{あっせん和解成立件数} + \text{あっせん和解不成立件数}}$ により算出している。

参考

全国における運用状況について(平成 24 年度)

平成 24 年度個別労働関係紛争解決制度の施行状況(全国計)

1 総合労働相談件数	1,067,210 件 (3.8%減)
うち民事上の個別労働関係紛争相談件数	254,719 件 (0.6%減)
2 助言・指導申出受付件数	10,363 件 (8.1%増)
3 あっせん申請受理件数	6,047 件 (7.1%減)

助言・指導及びあっせんの処理状況

(1) 助言・指導処理期間(全国平均)

1 ヶ月以内	1 ヶ月超 2 ヶ月以内	2 ヶ月超 3 ヶ月以内	3 ヶ月超
97.4%	2.2%	0.3%	0.1%

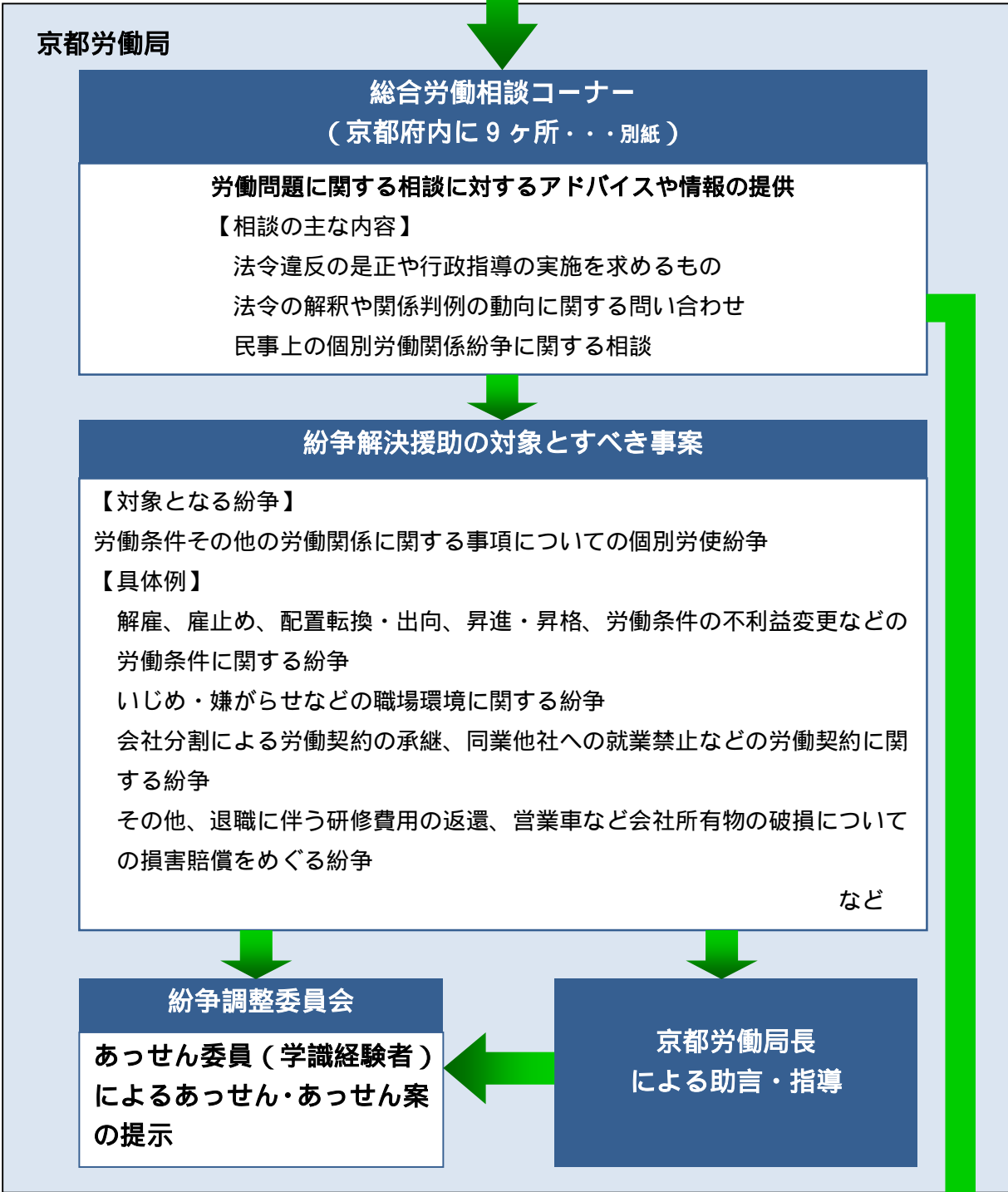
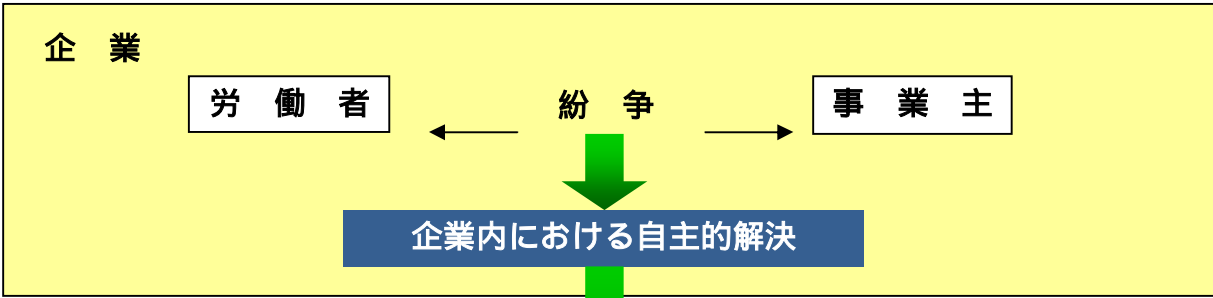
(2) あっせん合意状況(全国平均)

合意の成立	あっせん打ち切り	取下げ	その他
37.5%	56.2%	5.9%	0.3%

(3) あっせん処理期間(全国平均)

1 ヶ月以内	1 ヶ月超 2 ヶ月以内	2 ヶ月超 3 ヶ月以内	3 ヶ月超
55.8%	38.0%	4.9%	1.2%

個別労働紛争解決システムの概要



京都府内の総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
京都駅前 総合労働相談コーナー	(〒600 - 8216) 京都市下京区西洞院通塩小路上ル 東塩小路町608 - 9 日本生命京都三哲ビル8階	075 - 342 - 3553 0120 - 829 - 100 フリーダイヤル・京都府内限定
京都労働局 総合労働相談コーナー	(〒604 - 0846) 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局内	075 - 241 - 3221
京都上 総合労働相談コーナー	(〒604 - 8467) 京都市中京区西ノ京大炊御門町19 - 19 京都上労働基準監督署内	075 - 462 - 5112
京都下 総合労働相談コーナー	(〒600 - 8007) 京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル5階 京都下労働基準監督署内	075 - 254 - 3196
京都南 総合労働相談コーナー	(〒612 - 8108) 京都市伏見区奉行前町6 京都南労働基準監督署内	075 - 601 - 8322
福知山 総合労働相談コーナー	(〒620 - 0035) 福知山市内記1丁目10 - 29 福知山地方合同庁舎4階 福知山労働基準監督署内	0773 - 22 - 2181
舞鶴 総合労働相談コーナー	(〒624 - 0913) 舞鶴市上安久240 - 3 舞鶴労働基準監督署内	0773 - 75 - 0680
丹後 総合労働相談コーナー	(〒627 - 0012) 京丹後市峰山町杉谷147 - 14 丹後労働基準監督署内	0772 - 62 - 1214
園部 総合労働相談コーナー	(〒622 - 0003) 南丹市園部町新町118 - 13 園部労働基準監督署内	0771 - 62 - 0567